

藤沢市いじめ防止対策基本方針の策定について
藤沢市いじめ防止対策基本方針を次のとおり定める。

2014年（平成26年）2月6日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

基本方針

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める必要による。

参 考

いじめ防止対策推進法

（地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

教育委員会 2 月定例会
議案第 33 号別紙資料
(傍聴用資料)

すべての子どもたちが、笑顔でかよえる学校づくりのための基本方針

(藤沢市いじめ防止対策基本方針 案)

平成 26 年 2 月

藤沢市教育委員会

すべての子どもたちが、笑顔でかよえる学校づくりのための基本方針
(藤沢市いじめ防止対策基本方針 案)

はじめに	1
I 基本的な考え方	2
1 いじめの定義	2
2 いじめに対する基本認識	2
3 豊かな人間関係を育む学校づくり	2
4 いじめ問題への対応	3
(1) いじめの未然防止、早期発見・早期対応	3
(2) 家庭・地域との連携	3
(3) 関係機関との連携	4
II 基本的措置	4
1 藤沢市教育委員会が実施する措置	4
(1) いじめの未然防止対策	4
(2) いじめの早期発見のための措置	4
(3) いじめの早期解決に向けた措置	5
2 学校の対応	5
III 重大事態への対処	6
1 学校設置者又は学校による対処	6
2 地方公共団体の長による調査等	7
IV いじめ防止等を推進する体制	7
1 学校におけるいじめの防止等のための組織	7
2 藤沢市いじめ問題対策連絡協議会	8
3 藤沢市問題解決支援チーム	8
4 再調査のための附属機関	9

すべての子どもたちが、笑顔でかよえる学校づくりのための基本方針 (藤沢市いじめ防止対策基本方針 案)

はじめに

全国的に見て、児童生徒へのいじめは依然深刻な状況が続いています。そのような中で、第183回国会（常会）において「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成25年6月28日に公布されました。

藤沢市教育委員会は、「一人ひとりの夢を育み、未来を拓く子ども（藤沢っ子）を育成する」ことを藤沢市教育振興基本計画で謳い、つながりの環が広がっていくことを目指してきました。すべての子どもたちに笑顔があふれ、夢と希望を胸に抱いた子どもたちが、輝く未来に向けて健やかに成長することは、市民全体の切なる願いです。

現在、社会問題となっているいじめから子どもたちを守るために、藤沢市教育委員会はこれまでも「いじめはしない、させない、許さない」という姿勢を示し、様々ないじめ防止の対策を講じてきました。

子どもたちが笑顔で、夢と希望を語るができるよう、藤沢市教育委員会では、いじめの問題に関する総合的な対策を策定し、いじめ防止のための施策を一層推進していくこととします。

いじめ防止のための施策を検討するにあたっての

藤沢市教育委員会の基本スタンス

学校ならびに教育委員会は

いじめの問題を隠さず、適切な実態把握や対応をおこなう必要があるとの認識のもと、いじめの問題と正面から向き合い、問題の解決に向け判断力と行動力を発揮し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図る。

I 基本的な考え方

1 いじめの定義

この方針において「いじめ」とは、「いじめ防止対策推進法」第2条で定められているとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

2 いじめに対する基本認識

学校は、さまざまな子どもたちが、1日の大半を過ごし、学び、生活する場となっています。心身共に未成熟な子どもたちの集団であるために、人間関係において多くのトラブルや葛藤が生じます。それらを乗り越えることによって人間的に成長することができるのです。

しかし、時として、集団で少数の子どもを標的にしたいじめが発生することがあります。いじめには「いじめる側（加害者）」と「いじめられる側（被害者）」がいます。さらにいじめをあおったりおもしろがったりしている観衆、そしていじめを見て見ぬふりをしている傍観者です。これをいじめの四層構造といいます。いじめられる側は孤立感を深め、自己肯定感を喪失していきます。傍観者は、「自分には関係ない」、「止めようとする自分がやられる」、「勇気がない」など自己防衛を図ります。

その結果、いじめはエスカレートし深刻な事態を招いてしまう可能性があります。また、いじめの被害者であった子どもが次には加害者となってしまうことも起こります。学校や地域・保護者は、いじめはどの学校でもどのクラスでも起こりうるものという認識に立ち、子どもたちの中にいじめは絶対に許さないという意識を培う必要があります。

3 豊かな人間関係を育む学校づくり

学校教育ふじさわビジョンでは、「子どもたちがともに育つ場をつくり出し、『自己の知』『状況の知』『かかわりの知』を育む」ことを基本理念としています。

子どもたちは成長の中で自分自身と向き合い、さまざまな人々との「かかわり」をとおして多くの「知」を身につけます。家庭や地域における人間関係のほか、小学校低学年では担任やクラスの友人との関係、高学年になるに

従って他クラスの友人や上級生・下級生との関係が生まれます。中学生では、クラス以外にも、部活動や委員会等をとおした人間関係が生まれてきます。また、いろいろな体験活動をとおして地域の人たちとの関係が生まれます。いじめを許さない学級、学校づくりのためには、子どもたち自身がいじめと向き合い、いじめを乗り越える人間関係をつくっていく必要があります。

4 いじめ問題への対応

(1) いじめの未然防止、早期発見・早期対応

未然防止に対しては、学校は人間関係を育むことに加え、子どもたち一人ひとりがかけがいのない存在として尊重されるよう、道徳教育や人権教育等を通して、子どもたちにいじめに対する意識を高める必要があると思われます。

また学校は、日頃から子どもたちの言動に注意を払い、つらい思いを抱えている子どもたちの早期発見・早期対応に努めることも大切です。そのためには、定期的なアンケートや個人面談等を活用し、子どもたちや保護者の声を受け止める機会を作る必要があると考えます。

早期発見・早期対応については、チームで組織的に対応し、早期解決を図ることとなります。いじめが確認された場合、何よりもまず、いじめを受けた子どもに寄り添い、その後いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導する必要があります。いじめを行った子どもや、周囲で見ていた子どもたちに対しても、単に指導や注意を行うだけではなく、ともに寄り添い歩む姿勢を見せることが大切です。

なお、暴力を伴ういじめやインターネットを通じて行われているいじめ等、緊急性を有するものに対しては、一刻を争う迅速な対応が求められます。

(2) 家庭・地域との連携

子どもたちの心の成長には、家庭・地域との連携が欠かせません。

子どもたちに対する心の教育は学校だけでできるものではありません。「他者を尊重する」「命を大切にする」「他者を傷つけない」といった心を培うためには、家庭での取り組みも非常に大切です。

いじめの背景には、家庭環境が影響していることも少なくありません。子どもたち一人ひとりが抱えている要因や背景を把握し、適切な指導や支援を行うことが必要です。

また、最近の傾向として学校のいじめが塾や放課後児童クラブ等の校外に広がるケース、あるいは、逆に校外のいじめが学校内に広がるケースも見られます。その場合、学校だけでは対応できないことがあります。そのため、

学校はPTAや地域の関係団体等と連携し、情報を交換し合いながら地域社会全体で子どもたちを見守っていく体制を構築していくことも必要となります。

(3) 関係機関との連携

いじめを受けた子どもや、いじめを行った子どもが立ち直っていくためには、学校のみならず、医療、福祉、警察等、各関係機関と連携して対処する必要があります。

教育委員会においては「(仮称)藤沢市いじめ問題対策連絡協議会」を中心に関係機関との適切な連携を図り、学校においても平素から、情報交換の機会を持ち情報の共有を行うとともに、いじめが発生した場合には、ともに協力して取り組むことが必要です。

II 基本的施策・措置

1 藤沢市教育委員会が実施する措置

藤沢市教育委員会では、平成25年4月、教育指導課にいじめ防止対策担当を設けました。教育委員会の基本スタンスのもと、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、次の取り組みを実施していきます。

(1) いじめの未然防止対策

- ア 児童生徒に対し、人権感覚や規範意識の向上を図り、いじめに対する認識を高めるために支援を行います。
- イ 小学校新入学児童保護者と小学校4年生、中学校1年生及びその保護者に対し、いじめ防止に向けたリーフレットを作成し配付します。
- ウ 藤沢市立学校の教職員と保護者を対象にした講演会を開催し、いじめ予防に対する啓発を行います。
- エ 全中学校生徒会を対象に生徒会やスクールバディによるいじめ防止活動の実践報告を開催し、各学校の取り組みの普及に努めています。
- オ いじめ防止担当者に対する情報提供や研修を実施します。
- カ 「いじめ防止プログラム」を希望する学校に提供します。
- キ 外部プログラムの情報提供についても行います。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ア いじめ相談ホットライン専用ダイヤルでの相談を行います。
- イ メールでのいじめ相談を受け付けます。
- ウ 名刺サイズの「いじめ相談機関紹介カード」を配付します。

- エ スクールカウンセラーを市立全小中学校に週1日以上配置し、子どもたちが相談しやすい体制を図ります。
- オ 児童生徒向けに「学校生活についてのアンケート」を実施します。

(3) いじめの早期解決に向けた措置

- ア 「改訂版 児童生徒指導の手引き」を全教職員に配付し、いじめに対する対応力の向上を図ります。
- イ 指導主事や学校問題解決支援員らが、学校に対し助言します。

※ 基本方針の内容の点検と見直し

必要に応じて、教育委員会の取組みが実情に即して適切に機能しているかどうか点検し、見直しを行います。

2 学校の対応

学校ではこれまでも、道徳や特別活動等を中心に、児童生徒の発達段階に応じて仲間づくりや人権教育等を行い、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めています。

これまでの取り組みを含め、いじめ防止対策推進法に基づき次の取り組みを進めます。

(1) 学校いじめ防止対策基本方針の制定

藤沢市いじめ防止対策基本方針に基づき、各学校において、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を策定します。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止対策担当者を中心に、管理職や児童生徒指導担当者等の教職員に加え、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等により構成される組織を設置します。

(3) 道徳教育・人権教育の充実

いじめ防止のために道徳をはじめ、教科や特別活動の中で、子どもたちの心の豊かさを培い、「自分を大切にするとともに、他の人を大切にす

(4) 早期発見のための措置・アンケート結果の活用

ア 「学校生活についてのアンケート」等を実施し、いじめの早期発見・早期対応に務めます。

イ アンケート結果を全教職員で共有し、教職員のいじめに対する意識の向上を図るとともに、学校・学級における指導に活用します。

ウ いじめ問題に対して組織として対応します。

- (5) 情報モラル教育の推進
 - ア 携帯電話・スマートフォンを含めたインターネット上でのいじめ防止に向け、外部講師を招いての情報教育を実施します。
 - イ 保護者や教員に対する啓発活動や研修を実施します。
- (6) いじめの事実確認と教育委員会への結果報告
 - ア 児童生徒や保護者等からいじめの相談等を受けたときは事実の確認を行うとともに、その結果を教育委員会に報告します。
 - イ いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援等を行います。
 - ウ いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言等を行います。
 - エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察署と連携します。
- (7) 学校相互間の連携と協力体制の整備
 - いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が複数校にかかる場合は、関係校との情報連携を密に図り、関係児童生徒及びその保護者への支援と助言を行います。
- (8) 基本方針の内容の点検と見直し
 - 必要に応じて、取り組みが実情に即して適切に機能しているかどうか点検し、見直しを行います。

Ⅲ 重大事態への対処

1 学校設置者又は学校による対処

- (1) 事実関係を明確にするための調査
 - ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、若しくはいじめにより児童生徒が、相当の期間（概ね30日。但し、連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず。）欠席を余儀なくされている疑いがある場合、学校は、直ちにいじめに係る重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査を行います。
 - イ 学校が単独で事実関係を明確にするための調査を実施することが困難な場合、教育委員会は、学校の要請により、必要な支援を行います。
 - ウ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合、教育委員会が調査を実施します。
- (2) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供
 - 学校又は教育委員会は(1)の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、必要な情報を提供します。

(3) 市長及び県教育委員会への報告

いじめに係る重大事態が発生した際には、学校は市教育委員会を通じて市長に事態発生について速やかに報告します。なお、市教育委員会は、県教育委員会にも報告します。

(4) 留意事項

重篤な事案については学校教育法第35条に基づく出席停止措置や、いじめに関係した子どもやその保護者が希望する場合の就学指定校の変更など、学校と教育委員会が相談し検討することも必要です。

2 地方公共団体の長による調査等

学校で発生した重大事態に関していじめ防止対策推進法第30条第2項で地方公共団体の長が行うことができるとされている調査については、第28条に基づき学校又は教育委員会による調査によって事実関係を十分明らかに出来ない場合等にとり得る最終的な措置として実施されます。

藤沢市の市立学校の場合、市長および教育委員会は、市長による再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとされています。この場合、藤沢市教育委員会においては、指導主事や学校問題解決支援員、スクールカウンセラーの派遣等による重点的な支援や、必要な措置を講じます。

IV いじめ防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等のための組織

いじめ防止対策推進法第22条においては、学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くことになっています。

当該組織を構成する複数の教職員については学校の管理職や総括教諭、児童生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラーなど、組織的対応の中核として機能するような体制を組むことが重要です。また、いじめ防止対策推進法第23条では、いじめ防止に関する措置の一つとして「警察に通報する措置」が示されており、その任の重さから、この組織を校務分掌にしっかりと位置づけるとともに、この組織の最終的な意思決定権者が校長であることを明確にすることも必要です。

この組織は、当該学校における学校いじめ防止対策基本方針の策定や見直し、基本方針に基づく取組の実施や検証を行います。

- (1) 年間計画の作成や実施、実施状況のチェック
- (2) 児童生徒や保護者からの相談や地域住民等からの通報の窓口としての役割
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報を収集、記録、共有する役割
- (4) いじめの疑いのある情報があった際の緊急会議の開催
- (5) 関係する児童生徒への事実関係の聴取など、いじめに関連する情報の迅速な収集
- (6) いじめられた児童生徒の保護や支援
- (7) いじめを行った児童生徒に対する指導や支援
- (8) 双方の保護者との連携
- (9) 他の在校生やその保護者に対する情報提供等の取組の中核的な役割

2 いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止対策推進法第14条では、地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができるとされています。藤沢市教育委員会では、市内の学校が地域の様々な団体等と連携して、いじめ防止に関する措置をより実効的に行えるようにするため、「(仮称) 藤沢市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。この協議会において、(仮称) 藤沢市いじめ防止対策基本方針に基づく学校、関係機関等の取り組み状況に関する情報を共有し、よりよい取り組みに向けて意見交換等を行います。

3 藤沢市学校問題解決支援チーム

藤沢市教育委員会には市立小・中・特別支援学校及び教育委員会に寄せられる、保護者又は市民等からの過度の要求、抗議又は苦情等に対し、学校が適切に対応できるよう支援することを目的として、藤沢市学校問題解決支援チームが設置されています。いじめ問題等についても、指導主事とともに支援チーム会議において、問題解決のための対応策を検討し、より実効的な助言、指導等を学校に行っていきます。また、必要に応じて、医療、福祉、警察等の関係機関や市の顧問弁護士との連携を図り、問題解決に努めます。

4 再調査のための附属機関

いじめ防止対策推進法の第30条第2項では、いじめに関する調査結果の報告を受けた地方公共団体の長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要と認めるときは、第28条第1項の規定により「附属機関」を設けて再調査を行うことができることになっています。

藤沢市の場合、「附属機関」として、「藤沢市いじめ問題再調査委員会」が設けられます。